

令和5年5月25日

令和5年第3回中津川市議会（定例会）

提出予定議案

令和5年第3回中津川市議会（定例会）に、報告3件、条例1件、人事19件、その他4件、補正予算1件、合計28件の議案を提出します。

（報告）

1、令和4年度中津川市繰越明許費繰越計算書の報告について

- ・一般会計（中心市街地活性化拠点整備事業等 計35事業）

2、令和4年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- ・上水道施設改良事業、リニア中央新幹線関連受託事業、リニア駅周辺区画整理事業、検針用スマートデバイス等購入事業 計4事業

3、令和4年度中津川市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- ・下水道整備事業費（中津川処理区、坂本処理区）、下水道施設長寿命化対策事業費、公共処理場改良事業費、特環処理場改良事業費、農集施設長寿命化対策事業費、農集マンホールポンプ改良事業費、検針用スマートデバイス等購入事業 計8事業

（条例）

1、中津川市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、改正する。

- ・これまで、電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、全出力200キロワットを超えるものは変電設備として扱われていた。省令の一部改正により、全出力200キロワットを超えても、消防法令上の急速充電設備として扱うこととなったことに伴い、火災予防上必要な措置の見直しを行う。また、喫煙所への標識設置について、火災予防条例と健康増進法で重複する標識の設置が必要となる状況等に対応するための見直しを行う。

- ①全出力の上限を撤廃し、それに伴う保安上の措置として、緊急停止装置を利用者が速やかに操作できる箇所に設けること等を規定する。
- ②健康増進法に基づく喫煙専用室標識が設置されている場合は、喫煙所の標識を設置しなくても良い旨を定める。また、禁煙、火気厳禁、喫煙所の標識に設ける図記号について、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものでなければならない旨を規定する。

- ・施行期日 ①令和5年10月1日
②公布の日

(人 事)

1～19、中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

| | | |
|-------|-------------------------|-----------------------------|
| 選任予定者 | こうけつ ふみお 瀨瀨 文雄 (再任) | ごとう のぶこ 後藤 展子 (再任) |
| | やすえ しげとし 安江 繁利 (再任) | あおやま か が お 青山 加賀夫 (再任) |
| | うめもと いちろう 梅本 一郎 (再任) | つちや あつこ 土屋 厚子 (再任) |
| | やまだ まさよし 山田 正義 (再任) | はら ふみお 原 文男 (再任) |
| | たか み けんいち 鷹見 謙一 (新任) | あらい ひろゆき 荒井 博之 (再任) |
| | はら ひろかつ 原 弘克 (再任) | ひむろ ふくみ 氷室 富久美 (再任) |
| | いまい むつみ 今井 睦美 (再任) | やすえ まさかず 安江 政和 (再任) |
| | はら ひろみち 原 弘道 (再任) | し ず のぶこ 志津 伸子 (再任) |
| | はなだ ますみ 花田 増美 (再任) | わたなべ しゅういちろう 渡邊 修一郎 (再任) |
| | にしお よしなお 西尾 欣直 (新任) | |

(その他)

1、財産の取得について

西消防署の水槽付消防ポンプ自動車1台を更新する。

- ・ 契約の方法 指名競争入札
- ・ 契約金額 59,400,000円
- ・ 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 白井 潔

2、財産の取得について

加子母分団第2部・蛭川分団第3部の消防ポンプ自動車2台を更新する。

- ・ 契約の方法 指名競争入札
- ・ 契約金額 46,200,000円
- ・ 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 白井 潔

3、市道路線の変更について

坂本172号線

- ・雇用促進住宅茄子川宿舍の民間譲渡に伴い、市道との接道について終点を変更し、一貫した道路管理をする。

4、字の区域の変更について

- ・県営土地改良事業（阿木地区）の工事が完了したことに伴い、今後、当該事業による区画形状の変更に伴う換地処分を実施するにあたり、字の区域の変更が必要であるため、変更する。

| 変更内容 |
|--|
| 阿木字柳ヶ洞の一部を阿木字ヒヤケに変更する。 |
| 阿木字丁子ヶ平の一部を阿木字赤坂に変更する。 |
| 阿木字針田、深田の一部及び隣接する道路、水路である市有地の全部を阿木字池ノ田に変更する。 |
| 阿木字流、針田の一部及び隣接介在する水路である市有地の全部を阿木字深田に変更する。 |
| 阿木字山下、針田の一部及び隣接介在する道路、水路である市有地の全部を阿木字流に変更する。 |
| 阿木字流の一部及び隣接する道路である市有地の全部を阿木字針田に変更する。 |
| 阿木字上細田の一部及び隣接する道路である市有地の全部を阿木字野内に変更する。 |
| 阿木字西ヶ洞、野内の一部及び隣接する道路である市有地の全部を阿木字山下に変更する。 |
| 阿木字一丁田、上細田の一部を阿木字西ヶ洞に変更する。 |
| 阿木字寺島、浮沼の一部及び介在する道路である市有地の全部を阿木字小皿田に変更する。 |
| 阿木字寺島の一部及び隣接する道路である市有地の全部を阿木字浮沼に変更する。 |

（補正予算）

1 令和5年度中津川市一般会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：内木 里志
電話：0573-66-1111（内線441）